解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十七年二月三日鳥取県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月二十三日

鳥取県八頭郡八頭町郡家四九三番地
清算法人八頭中央土地改良区
代表清算人　石川　雄光

解散公告（第一回）

当法人は平成二十七年三月十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月二十三日

徳島県美馬市脇町字拝原一五五八番地
医療法人吉川医院
清算人　吉川　寛

解散公告（第一回）

当法人は平成二十七年三月十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月二十三日

徳島県美馬市脇町字西赤谷二〇九番地八
医療法人斎木医院
清算人　斎木　寛

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十七年二月十八日高知県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月二十三日

高知県吾川郡いの町一七〇〇番地一
いの町土地開発公社
清算人　筒井　正典

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年三月十日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月二十三日

愛知県長久手市卯塚一丁目一〇一番地
長湫南部土地区画整理組合
代表清算人　水野　賢二

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年一月三日開催の社員総会の決議並びに三重県知事の認可により、平成二十七年二月十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月二十三日

三重県名張市桔梗が丘八番町五街区二番地
医療法人梅川クリニック
清算人　梅川　宏司

解散公告（第二回）

当法人は、平成十六年二月十九日広島県教育委員会の設立許可の取消しにより解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月二十三日

広島県尾道市久保町五七〇番地
財団法人粟村奨学団
代表清算人　佐藤　昌弘

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年二月十七日付福島県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月二十三日

福島県岩瀬郡鏡石町不時沼三四五番地
鏡石町境土地区画整理組合
代表清算人　角田　一一

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十七年一月三十日開催の臨時総会の決議により、平成二十七年三月十日付けにて千葉県知事の認可を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月二十三日

千葉県流山市中野久木四三九番地
流山市芝崎土地改良区
代表清算人　宇佐見修司

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年九月六日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、平成二十七年二月二十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

平成二十七年三月二十三日

東京都墨田区江東橋四丁目二七番一四号東京楽天地ビル五階
医療法人社団鳳雄会
清算人　依田　慶太

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年一月二十二日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月二十三日

長崎県東彼杵郡東彼杵町平似田郷七一三番地一
社会福祉法人みどり福祉会
清算人　生田　忍

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県酒田市南新町一丁目二〇七番地、最後の住所山形県酒田市みずほ一丁目一三番地の六　被相続人　亡　武田テツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十三日

山形県酒田市亀ケ崎二丁目四番三九号
相続財産管理人　藤井　正寿

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県飯能市大字小瀬戸五四八番地二七、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　清水　一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十三日

埼玉県川越市脇田町一〇三番地川越駅前脇田ビル六一六号室　大森三起子法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大森三起子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市大穴北四丁目三二番、最後の住所千葉県船橋市松が丘四丁目一一番一四号阿見ハウス二〇一号　被相続人　亡　宮園　賢

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十三日

事務所千葉県市川市南八幡四―五―二〇
エムワイビル五A　アライズ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　隆文

第32期決算公告　平成27年3月23日

埼玉県久喜市河原井町6番地
ＯＭＭ株式会社
代表取締役社長　石黒　章

貸借対照表の要旨（平成26年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	184,115
	固定資産	11,874
	合計	195,990
負債及び純資産の部	流動負債	62,307
	固定負債	14,722
	株主資本	118,960
	資本金	75,000
	利益剰余金	43,960
	利益準備金	13,800
	その他利益剰余金	30,160
	（うち当期純利益）	(6,893)
	合計	195,990